

一般財団法人山口県剣道連盟の表彰に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人山口県剣道連盟（以下「県剣連」という。）定款第4条第5号及び同施行規則第3条に基づく表彰等について必要な事項を定めるものとする。

(功労者表彰)

第2条 次の各号に該当する者を功労者として表彰することができる。

(1) 年齢65歳以上で次の各号に該当する者

ア 永年、県剣連の役員として、県剣連の運営に貢献した者

イ 地区剣道連盟（以下「地区剣連」という。）の役員として、剣道及び居合道並びに杖道の普及振興に特に功労のあった者

ウ 永年、県剣連の代表選手として数多くの大会に出場し、功労があった者

(2) 県代表選手として、全国規模等の大会において優勝及びこれに準ずる成績あげた者

(3) その他、会長が認めた者

(感謝状贈呈)

第3条 次に該当する個人または団体に感謝状を贈ることができる。

(1) 県剣連又は、地区剣連の運営に協力援助したもの

(2) 少年剣道の指導者で、特に功労のあった者

(3) その他、剣道の振興に寄与し、特に会長が必要と認めたもの

(功労祝金)

第4条 各道範士（八段）称号受有後5年を経過し、年齢80歳に達した者に功労祝金として10万円を贈呈する。

(表彰上申)

第5条 地区剣連会長は、所属会員等に該当者がある場合は第1号様式により表彰上申することができる。

附 則

この規程は、平成3年4月28日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月22日から施行する。

この規程は一般財団法人山口県剣道連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。